

広島県理学療法士等修学資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和六年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

広島県理学療法士等修学資金貸付規則を廃止する規則

広島県理学療法士等修学資金貸付規則（昭和四十九年広島県規則第五十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。